

11月25日から改正耐震改修促進法が施行されます。

(この資料は公開された物を判り易くしました。厳密には国交省のH.Pなどで確認ください。)

1.何が改正されたのですか？

昭和56年6月1日以前に確認申請が降りた建物(耐震不明建築物とか未耐震とか呼ばれます)は、まず耐震診断を行って県または市町村に報告するように範囲が拡大されました。併せて診断や補強工事に係わる経費の助成策も充実されました。

2.昭和56年6月以前の全部の建物ですか？

次のように分類されます。指定されても診断結果の報告を怠ると、その旨が公表されます。

建物の区分	建物の使われ方	公表の期限	補助制度
要緊急安全確認大規模建築物	不特定多数の人が利用する建物や、避難弱者が利用する建物で、大規模のもの、危険物の貯蔵処理場など	平成27年末まで	国(耐震対策緊急促進実施支援室)が窓口となり、直接的に補助します。
要安全確認計画記載建築物	緊急輸送道路に面する建物(注1) 庁舎、避難所などの防災拠点となる建物(注1)	県または市町村の指定する期限まで	国からの直接補助はありません。県市町村にお問い合わせください。

注1: 県または市町村が指定します。

3.要緊急安全確認大規模建築物とは？

階数3及び床面積の合計5,000㎡以上の病院、店舗、旅館等の不特定かつ多数の者が利用する建築物等(※)で、耐震不明建築物です。

- ※ ・病院、店舗、旅館等： 階数3及び床面積の合計5,000㎡以上
- ・幼稚園、保育所： 階数2及び床面積の合計1,500㎡以上
- ・小学校、中学校等： 階数2及び床面積の合計3,000㎡以上等

4.要緊急安全確認大規模建築物に該当するけど？

補助交付の申請受け付けは既に始まっています。締め切りは来年2月28日です。更に耐震化のどの段階(調査・診断・設計・判定)に補助を利用する場合でも、今年度末までに事業が終了しなければなりません。

5.相談したい。

沖縄県は、鉄筋コンクリート住宅の耐震診断・耐震改修を支援する制度を設けています。紹介しました改正法はそれ以外の建物ですが、表に該当する方は次の窓口にお問い合わせください。

耐震対策緊急促進事業実施支援室

TEL 03-6214-5838

ホームページ <http://www.taishin-shien.jp>

本件に関するお問い合わせは

特定非営利活動法人

沖縄県建築設計サポートセンター

TEL/098-879-1020 FAX/098-879-1026

e-mail/info@okiken.asia

〒901-2114 浦添市安波茶1丁目32番13号 大平インタービル2階